

地方事務所及び地方事務所支部における犯罪被害者等法律援助業務に関する決裁細則を次のように定める。

令和 7 年10月 23 日

日本司法支援センター
理事長 丸 島 俊 介

地方事務所及び地方事務所支部における犯罪被害者等法律援助業務に関する決裁細則

(目的)

第 1 条 この細則は、地方事務所、地方事務所支部における犯罪被害者等法律援助業務に関する決裁について必要な事項を定めることを目的とする。

(地方事務所長の決裁事項)

第 2 条 地方事務所における犯罪被害者等法律援助業務に関する起案文書（決裁を求めるために起案した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方法で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。））で、別表 1 に定める事項に関するものについては、地方事務所長が決裁を行う。ただし、決裁事項について利益が相反するなど地方事務所長が決裁を行うことが相当ではないときは、地方事務所副所長が決裁を行う。

(代決)

第 3 条 至急に決裁する必要がある起案文書について、前条の規定に基づき決裁を行うべき地方事務所長が事故、出張、休暇その他の理由により直ちに当該起案文書の決裁をすることができないときは、地方事務所長に代わって、地方事務所副所長が決裁を行う。

2 前項の規定により代わって決裁をした地方事務所副所長は、起案文書に代決であることを表示するとともに、事後、速やかに、地方事務所長に報告しなければならない。

(地方事務所事務局長の決裁事項)

第 4 条 地方事務所長の決裁事項のうち、別表 2 第 1 「事務局長が決裁を行うもの」については、地方事務所事務局長が決裁を行う。ただし、特別の事情があるときは、地方事務所長又は地方事務所副所長が決裁することを妨げない。

2 部長又は課長が配置されている地方事務所においては、地方事務所長の決裁事項のうち、別表 2 第 1 第 2 項「部長又は課長が決裁を行うもの」につき、地方事務所部長又は課長が決裁を行う。ただし、特別の事情があるときは、地方事務所長若しくは地方事務所副所長又は地方事務所事務局長が決裁することを妨げない。

3 地方事務所における犯罪被害者等法律援助業務に関する起案文書で、別表 2 第 2 に定める事項に関するものについては、地方事務所事務局長が決裁を行う。

(内容が軽易又は定例な起案文書の決裁)

第5条 前条にかかわらず、別表2第1「事務局長が決裁を行うもの」については、別に地方事務所長の承諾を得て、地方事務所事務局長の定めるところにより、所管の部長又は課長を決裁者とすることができる。

(本部との協議)

第6条 他の規程において、本部との協議を要すると定められている事項については、前条までの規定にかかわらず、本部との協議後に決裁を行う。

(地方事務所支部、地方事務所出張所における規定の適用)

第7条 本細則は、地方事務所支部における犯罪被害者等法律援助業務について準用する。この場合において、本細則中「地方事務所長」とあるのは「地方事務所支部長」と、「地方事務所副所長」とあるのは「地方事務所支部副支部長」と、「地方事務所事務局長」とあるのは「地方事務所支部事務局長」と読み替えるものとする。

2 本細則は、地方事務所出張所（臨時出張所を除く。）における犯罪被害者等法律援助業務について準用する。この場合において、本細則中「地方事務所事務局長」とあるのは「地方事務所出張所主幹」と読み替えるものとする。

附 則

この細則は、令和8年1月13日から施行する。

別表 1

No.	決裁事項	規程
1	援助不開始決定(業務方法書第 80 条の 7 第 1 号不該当以外)	業務方法書第 80 条の 16 第 1 項第 2 号
2	特例による援助不開始決定	業務方法書第 80 条の 18 第 1 項、2 項
3	援助取消決定	業務方法書第 80 条の 21 第 1 項
4	基本契約申込みの承諾	業務方法書第 80 条の 4 第 1 項
5	その他特に重要な決裁	

別表 2

		No.	決裁事項	規程
第 1 事務局長が決裁を行うものの	1 事務局長が決裁を行うもの	1	法律相談援助の拒絶（不適切利用者）	業務方法書第 21 条 1 項（同第 80 条の 41 で準用）
		2	法律相談費不支給	業務方法書第 80 条の 11 第 4 項ただし書、犯罪被害者等法律援助業務運営細則第 14 条第 6 項
		3	援助不開始決定（業務方法書第 80 条の 7 第 1 号不該当のみ）	業務方法書第 80 条の 16 第 1 項第 2 号
		4	法律相談費の送金	
	2 部長又は課長が決裁を	1	援助開始決定	業務方法書第 80 条の 16 第 1 項第 1 号、第 80 条の 17
		2	受任者となるべき者の選任	業務方法書第 80 条の 20 第 1 項
		3	犯罪被害者等代理援助受任者による金銭の立替え、受領の承認	業務方法書第 45 条ただし書（同第 80 条の 41 で準用）

	行 う も の	4	旅費の決定	犯罪被害者等法律援助業務運営細則第 28 条、29 条
第 2 事 務 局 長 の 決 裁 事 項	1		犯罪被害者等法律援助業務システムの修正	
	2		その他の決定（別表 1 の決裁事項を除く）	